

新規開設予定の認可小規模保育事業所及び認可保育所 における利用定員及び認可について

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員（以下「利用定員」という。）を定める際には、子ども・子育て支援法の規定により子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされている。また、地域型保育事業の認可を行う際には、児童福祉法の規定により児童福祉審議会を設置している場合はその意見を、その他の場合は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴くこととされている。

これらのことから、新規開設する認可小規模保育事業所にかかる利用定員及び認可、並びに新規開設する認可保育所にかかる利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

1 認可小規模保育事業所にかかる利用定員及び認可の意見聴取について

(1) 平成29年4月1日認可予定の地域型保育事業（小規模保育事業者）

施設名	所在地	設置者	認可 定員数	利用定員			給食	備考
				0歳児	1歳児・2歳児	合計		
ゆめのいろ 保育園中野	中野区本町 5-47-10	株式会社絶好調	19	5	14	19	設備 有	B型

(2) 事業者の審査結果について

開設のための施設規模・事業者適性等、認可基準と照らし合わせ、適合する見込みである。

○審査項目と審査結果（主なもの）

審査項目	認可基準	適・否
定員	・定員19人以下	適
職員配置	・保育士： 0歳：乳児3人に常勤1人以上 1.2歳：乳児6人に常勤1人以上 A型：全員保育士、B型：半数以上保育士 11時間開所：非常勤1人以上 上記のほかに常勤1人 ・調理員：非常勤1人以上 ・嘱託医・嘱託歯科師：共に1人	適
耐震基準	・新耐震基準（昭和56年6月1日）以降の建築	適
建物設備	・乳児室・ほふく室 0.1歳：1人当たり3.3㎡以上 ・保育室・遊戯室 2歳：1人当たり1.98㎡以上	適
	・屋外遊技場 2歳以上：1人当たり3.3㎡以上 ※徒歩5分程度の場所に代替遊技場指定も可	適
給食の提供	・認可保育所に準じ提供	適
保険加入	・乳幼児の事故・けが等に対応した適切な保険への加入	適

(3) 今後のスケジュール (予定)

平成29年3月 実地検査 (施設等整備検査) 実施
平成29年4月1日 事業開始

2 認可保育所にかかる利用定員の意見聴取について

(1) 平成29年4月1日開設予定の教育・保育施設 (認可保育所)

名称及び所在地	利用定員				法人名
	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計	
東中野プチ・クレイシュ (東中野5-1-1)	6	17	27	50	株式会社こどもの森
上段：認可保育園の増加定員 下段：認証保育所の減少定員	△6	△17	△17	△40	

(2) その他

認可手続きについては、現在、東京都と調整中である。